

令和6年度 第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録（公開）

開催日 令和6年6月24日（月）午後2時00分～午後3時05分
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3・第4委員会室

出席者氏名

【委員】

鈴木聡、高野久美子、内藤裕子、大塚和樹、坂口祐哉、牛尾浩、後藤貴弓、
石渡ひかる、小泉祐三、内藤佳代子、徳丸幸夫、白石貴志

【事務局】

松土学校教育部長、上野指導担当部長、古川教育指導課長、
狩野統括指導主事、山崎指導主事、藤原指導主事、横倉指導主事、
海津教育指導課主査、金子教育指導課主査、

欠席者氏名

【委員】

岩垂喜貴、塩月栄作

次 第

1 開会

2 報告事項

(1) 令和6年度版いじめ総合対策について

(2) いじめ対応のポイントと本市の取組について

(3) いじめ防止対策推進法第28条における調査について

(4) その他

3 閉会

公開・非公開

公開。ただし、2 報告事項(3)は非公開。

傍聴人数

1人

古川教育指導課長

事務連絡

鈴木委員長

それでは、今年度も委員長を務めさせていただきます鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それではこれより、令和6年度第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。本日2名の委員より欠席される旨の連絡をいただいております。出席委員は12名でございますので、委員会は有効に成立しております。

改めまして、本日はご多用のところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

初めに新しい委員のご紹介をさせていただきます。

八王子市子ども家庭支援センター所属の太田委員と第七中学校の守屋委員が人事異動により転出されました。後任の子ども家庭支援センター坂口祐哉委員。そして第七中学校白石貴志委員をご紹介します。それでは坂口委員、白石委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。初めに坂口委員よろしいでしょうか。お願いいたします。

坂口委員

皆様お世話になっております。子ども家庭支援センター統括担当主査の坂口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

白石委員お願いいたします。

白石委員

同じく今年度、八王子市立第七中学校に着任いたしました白石と申します。どうぞよろしく申し上げます。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは事務局にも人事異動による変更がありましたので事務局よりお願いいたします。

松土学校教育部長

学校教育部長の松土と申します。教育委員会14年目ですけれども、こちらのは初めての参加になります。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。それでは上野先生申し上げます。

上野指導担当部長

皆様こんにちは。本年4月1日付で指導担当部長として着任いたしました上野和広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

古川課長お願いいたします。

古川教育指導課長

この4月1日付で大日向課長の後に着任いたしました、教育指導課長の古川と申します。教育委員会には10年近く前にいたことがあるんですけども、こちらの会議に初めての参加となりますのでよろしくお願いいたします。

鈴木委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより次第に沿って進行させていただきます。

まず、本日の案件についてです。

次第2(3)いじめ防止対策推進法第28条における調査については、これは個人情報を含む案件のため、非公開としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

それでは異議なしということで認めさせていただきます。

それでは議事を進行いたします。初めに、次第2(1)令和6年度版いじめ総合対策についてです。それでは事務局より報告をお願いいたします。

狩野統括指導主事

それでは、令和6年度の八王子市教育委員会いじめ総合対策について報告をさせていただきます。詳細につきましては藤原指導主事より説明いたします。

藤原指導主事

それでは資料1をご覧ください。

本資料は全ての市立学校がいじめ問題の未然防止、早期発見および早期対応等ができるようにするために、学校いじめ対策委員会を中心とした全体像としてまとめたものです。策定にあたっては、これまでの重大事態の報告書に示された再発防止に向けた提言をもとにしております。各学校が八王子市のいじめ総合対策の全体を踏まえて、いじめ対応を行えるようにするために、年度当初の学校いじめ対策委員会コーディネーター研修など、折に触れて事務局から示しております。各学校で法に則った実効性のある学校いじめ対策委員会を実施するために、学校いじめ対策委員会を独立した会議として位置づけています。週1回の定期開催を基本とする方針、議事録の作成と保存の徹底など、学校いじめ対策委員会のあり

方を含め、取り組み内容を示しています。

令和6年度版では、学校が学校だけでは、解決の難しいいじめ問題について、どのような関係性の中でいじめ対応を行っていくことができるのかということについて、資料左側上段の地域、関係機関の部分の関係機関、各関係機関を整理し、学校サポートチームによる家庭への支援、援助や学校への支援、諸機関の家庭への支援・介入について、よりわかりやすく関係性等を示しました。

いじめ防止対策推進法第8条には、学校および学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとあります。また、同法第17条には、国および地方公共団体は、いじめを受けた児童等、またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導、またはその保護者に対する助言、その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係省庁相互間のその他関係機関、学校、家庭、地域社会および民間団体の間の連携強化、民間団体の支援、その他の必要な体制の整備に努めるものとしてあります。

具体的に学校いじめ対策委員会を支援する役割である学校サポートチームや各学校の学校いじめ対策委員会コーディネーターがどのように関わり、学校と関係機関が連携していくのかをよりわかりやすくまとめられています。

各学校では、本総合対策に基づいて、いじめの未然防止や早期発見に関わる日常的な取組を実施するなど、児童・生徒が関わるいじめ防止に関する取組が行われています。左下のフェーズ1で示しているいじめの未然防止の取組として、令和6年7月23日に、はちおうじっ子サミットを実施いたします。この取組は、児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論したり、意見交換したりすることを目的としています。当日は、全市立小・中学校および義務教育学校から代表児童・生徒1名が参加し、いじめのない学校生活を実現できるようにするために、どのようなことを意識づけすればよいだらうかについて議論をする予定になっております。サミット終了後は、決まったことをもとに、各小中一貫教育グループでいじめ防止に関わる取組を考え、実行していくこととなります。

フェーズ2で示している、楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U調査については、これまで小学校第5学年と中学校第2学年および義務教育学校第8学年で年2回実施していたこの調査を、対象者を小学校第6学年から中学校第3学年および義務教育学校、第9学年までの4学年とします。市として調査するのは年1回となりますが、今後、同じ児童・生徒を経年で調査することにより、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握することができ、いじめの発生、深刻化、被害に遭っている児童・生徒の早期発見に繋げることができると考えております。

この資料は今後も引き続き、変更した内容を盛り込んで、年度当初に各学校に示します。私からの説明は以上となります。

鈴木委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。それでは皆様からですね、まずご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それではご意見がありましたらお願いしたいと思います。

徳丸委員

昨年の会議の中で、いじめ総合対策が市民の皆様にはわかりやすくということで、専門用語がわかりにくいというご意見がありました。もし可能であれば、例えばSC, SSW, SLなど、文科省の資料を見ても下のところに補足が書いてある文章が多いです。従いまして、(法9条)の右側がすこし空いているので、もしよければそこに補足を入れてくださると教育関係者以外の方もわかりやすいとかんがえますので、意見としてお伝えさせていただきます。

鈴木委員長

ありがとうございます。これに関しましてはご意見ということでよろしいですか。

藤原指導主事

はい。ありがとうございます。

鈴木委員長

それでは他にいかがでしょうか。

あの少し議論の視点としましてですね、本当に毎年読ませていただいて、非常に充実して、また改善されて、今のご意見もありましたけど、より有効性のあるものにですね、ブラッシュアップされていくなというような感想をもっておりますが、ぜひ、どのようにしたら活用を有効にしていけるかであるとか、もしくは、今ですね保護者の方々にというようにお話もありましたけど、周知の仕方でも有効なものとかですね、何かアイディア等ありましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

早速、徳丸委員、重なってしまうんですけど。中学校だと周知はどのような形でされているか、もし事例があったら教えていただきたいんですけどいかがでしょうか。

徳丸委員

今現在は、この総合対策につきましては、まず、本校教職員のいじめ防止研修会でこれを確認しております。もう一つは学校運営協議会の皆様にも、本市教育委員会が1枚でまとめてわかりやすいように作ってくださっているのです、このご案内をさせていただいております。

鈴木委員長

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。周知以外にも各関係機関においてどのように活用するかというような視点でも結構です。

内藤（佳）委員

ものすごくたくさんの方の機関の方が関わってくださっていることがわかるんですが、私自身は、この中では学校運営協議会というところに当たるのかなと思います。

これは各機関の方がきちんと自分の立場はここにあって、ここにある人たちはどういうことを役割として担っているのかっていうのが理解できていないと、多分うまく回らないんじゃないかと思っています。

恥ずかしながらいつもこの資料を見せていただくんですが、私もなんとなくしか今自分の立ち位置がわかっていないので、可能であれば、例えば今おっしゃっていただいたように学校運営協議会の中だけでも、あとはPTAというところかなり比率が幅広くなってしまうので保護者の代表ということで特にPTAの本部役員とかいらっしゃると思うんですが、ちょっとこの立ち位置のこういう使命を担っているんだよっていうような具体的な説明をいただくと、より浸透していくのかなと思いました。

鈴木委員長

重要な視点、本当にありがとうございます、実際、当事者意識をいかにもっていただくかというところだと思います。

他にはいかがでしょうか。

後藤委員

この表は学校のホームページとかには載るのでしょうか。

藤原指導主事

学校のホームページの方には、載せていない学校が多いと思います。

後藤委員

それは何か理由がありますか。

藤原指導主事

学校に関しましては、こちらの総合対策からさらにこの学校のいじめ基本方針等のより具体的なその学校の中での対策っていう部分を、ホームページ等で周知していただいておりますので、そちらをホームページの方に上げている学校が多いと思います。

後藤委員

わかりました。ありがとうございます。

鈴木委員長

後藤委員、例えば、そこからさらにリンクを飛ばした方がいいんじゃないかとか、そういうふうなご意見ではないですか。

後藤委員

そうですね。ただ、一般の保護者は見たときにどの程度理解できるっていうか、説明がないとなかなかわかりづらくなっていう気がします

すごくよく作り込まれてはいるんですけど、ぱっと一目見ただけでどんな対策ができているっていうのが一目でわからないので。逆に混乱が出るかもしれないですね。

鈴木委員長

他にはいかがでしょうか。

大塚委員

今の後藤委員からもお話があったように、例えば弁護士としていじめの問題のご相談とかをいただくことはあるんですけども、そうしたときにこの表を、例えば弁護士が見て、どこに相談したらいいんだろうとかって、私はなんとなくわかるんですけども、一般の方、特に保護者の方がですね、失礼ながら例えば学校の対応で不十分だとしたときに、八王子市の学校だったらどこに相談したらいいのか、いろいろこう繋がっているなっていうのはこれを見てわかるんですけど、当事者になったときどこに相談するのが適切なんだろうか、この問題はどこなんだろうかっていうのが既にホームページの方でね、もしご用意されたらそれでよろしいのかなと思うんですけど。せっかく連携っていう形の総合対策っていうふうにお示しいただいているので、ホームページ、市のホームページなりなんなりわかりやすい、特にこれは多分いじめを積極的に学校側とか市教委側から見つけに行くような体制で臨んでいらっしゃるような形だと思うんですけど、逆に悩んでいらっしゃる保護者やお子さんがどのように活用したらいいかっていう観点でも、ちょっとお考えいただけるといいんじゃないかなというふうな意見をもちました。

鈴木委員長

はい。どうもありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

個人的に一つこれは質問といいますか、フェーズ1のところにあります、先ほど藤原指導主事からご説明いただいた、はちおうじっ子サミットですか、7月に開催される、これ非常

にいい取組だろうなというふうに思います。

各市立の小・中学校から代表の子が出ていろいろ、それこそお子さんたちが当事者意識をもって話し合うという趣旨なんだと思うんです。私、ある区でやはり共同委員会に入ってまして、そこで学校の6年生と一緒に共同委員が班に入って、みんなで熟議をしたことがあるんですね。先月もあったんですけど、そのような、例えば代表者が出てくるとそういう各学校でそういった熟議と申しますか、それぞれの学校でもこういったことを子どもさんたちが話し合うとかそういった取組からサミットに繋がるみたいなそういうふうなことがあるのか、いやそういうことではないとか、そのあたりをちょっと教えていただきたいんですけど、これは藤原先生よろしいですか。お願いいたします。

藤原指導主事

今委員長にお話いただいたように、まずサミットに向けましては、各学校で学校のいじめ防止への取組を振り返りまして、さらにその振り返ったものを小中一貫教育グループ、その各小・中学校のグループの中でこういった意見が出ましたっていうところで話し合いをして、それをもってサミットに臨むというような形になります。各小中一貫教育グループで出た課題等も踏まえて我々で何ができるのかを協議していく流れになります。

鈴木委員長

どうもありがとうございます、すごくいい仕組みと申しますか、取組だと思えます。ありがとうございます。

狩野統括指導主事

サミットにつきまして、もうちょっと最後の流れまでお話をさせていただいたら、多分、委員の皆さんもわかっていただけるかなと思うんです。当日、いじめをなくすためにはどうしたらいいどんなことができるんだろうかってことを、小・中・義務教育学校の代表者1名がそれぞれ話し合いをします。その前段は、藤原が今話をした通りなんですけれども、その後ですね八王子ビートルズとタイアップしまして、ピンクシャツデーというのがあるんです。そのピンクシャツデーっていうのは、カナダで発生したんですけれども、ピンクのシャツを着ていた男の子がいじめられてしまった。派手なシャツを着ていた子がいじめられてしまって、そんなのおかしいよって言って、みんなでピンクのシャツを着てその子を守ろうというのが発端で、そのピンクシャツでっていうのがあったんですけれども。ビートルズの協力も得まして、全ての子どもたちがピンクのシャツを着て、いじめ防止の意思表示をして、各学校で話し合ってきたことを小中一貫教育グループで話し合ったことをそのビートルズの試合のハーフタイムショーに発表させていただくっていう形をとっています。代表者が発表するんですけれども、それ以外の学校の取組っていうのも、掲示をさせていただきまして、来場者に見ていただいて、各学校、それから小中一貫教育グループでこ

んなことをいじめ防止のために取り組んでいるんです。地域も一緒になっていじめ防止に取り組んでいこうっていうようなメッセージが伝えられたらなというふうに思っているところです。

昨年度はそのサイクルで取組をしまして、今年度はさらに昨年度発表した子にですね、一番初め、今年度の一番初めの回に僕たち去年こういう話し合いをした。そしてこういうことが良かった。でもこういう課題があったんだなんていうのを、一番初めに動画にちょっと出演していただいて、今年度の動機づけのところがさせていただいたところです。そのように単発で終わるのではなくてサイクルでいじめ防止に取り組んでいきたい。そして思いを繋げていきたいというふうに考えて、サミットの方を作っているところでございます。説明は以上でございます。

鈴木委員長

詳細な説明どうもありがとうございました、非常にイメージ化されまして、また素晴らしい取組だというふうに思います。

それでは他によろしいでしょうか。

それではないようですので、進行いたします。

次第の2（2）になります。いじめ対応のポイントと本市の取組についてです。

それでは事務局より報告をお願いいたします。

狩野統括指導主事

それでは令和6年6月に策定をしまして、冊子「いじめ対応のポイントと本市の取組」について報告をさせていただきます。詳細につきましては藤原指導主事より説明いたします。

藤原指導主事

本冊子「いじめ対応のポイントと本市の取組」について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。本冊子は本市がこれまでいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づいて行ってきた調査の結果および第三者委員会による提言等を真摯に受けとめ、同項目の目的の一つである、同種の事態の再発防止に向け、第三者委員会を立ち上げて調査を行った3件の事案から得られた知見をもとに、いじめ対応のポイントや本市の取組をまとめたものとなります。本市ではこれまでに9件のいじめ重大事態の調査を行っており、その調査によって多くの教訓を得ております。いじめにより心に傷を負った児童・生徒は、その後の生活においても、また同じことが起こるのではないかと、不安を抱えながら生活していることがあります。

その人の人生に大きな影響を与えるいじめ問題について、「同種の事態を二度と起こさない」という強いメッセージを発信することが、今後、安心して社会生活を送ることに繋がります。また、加害にとっても「人をいじめることはあってはならない恥ずべき行為である」

と、自分の行動を振り返ったり、同じ過ちを繰り返さないよう気をつけたりするための機会が必要であると考えます。調査によって明らかになった課題と提言を真摯に受け止めるとともに、全ての大人が今一度いじめから子どもたちを守り通すために何ができるのかを自らに問い、子どもたちが安心安全に過ごし、生き生きと学び成長することができることを目指し、いじめ対応のポイントと、本市の取組を策定いたしました。

別紙の1ページをご覧ください。

本冊子の構成についてですが、2ページを1セットとしてまとめておりますので、こちらの資料の両面で1セットという形になります。例えば調査から明らかとなった課題を、教員が児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備など、大きなテーマとして整理し、課題の詳細と提言を示し、その次のページで、いじめ対応のポイントと、本市の取組を紹介しております。このような流れで6つのテーマごとにまとめさせていただいております。作成にあたっては、本市スクールロイヤーからもご助言をいただき、前八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長の東京学芸大学副学長松田恵示様に監修をしていただきました。本市の市立小・中・義務教育学校の関係者のみならず、本市に関わる全ての大人がいま一度、いじめから子どもを守り通すために何ができるのかを自らに問いかけるきっかけになるよう、イラストやキーワードを使用してわかりやすくまとめています。今後は本冊子を市や学校のホームページに掲載するなど、保護者、市民に広く周知し、同種の事態の再発防止に繋がっていきたいと考えております。私からの説明は以上となります。

鈴木委員長

ありがとうございます。それでは、ただいまの報告についてご質問ありましたらお願いいたします。

ご質問は特によろしいでしょうか。それでは今から意見もちょうだいしたいと思います。ご質問もあの混ぜていただいて結構です。先ほどと同じように、これもどのように活用していくかであるとか、関係への周知方法とかですねそういった視点、またそれぞれ、ご自身の立場で、一人ひとりの立場でどのように活用できるかみたいなのところも含めまして、ご意見いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

石渡委員

質問というかちょっと確認をしたいんですが、この2ページで一つということで、こちらの面とその裏の面で一つというふうに解釈してよろしいですね。現状、市では、どの程度というか実行されているのかなってところで、その裏面を見ますと、いくつかのイラストがあってこのようなことをやっているよという、これは、今、大体教育委員会さんの方でニュアンスとしてどのくらい実行されていると思われるかということと、あともう一つ、担任の先生が、教員個人が問題を1人で抱えこまない、これはとても大事なことだと思っています。また教職員の皆様が、割と短い期間で職員を辞めてしまうということも聞きますので、

みんなで協力するということはもちろん大事なことと同時に、先生が皆さんから助けをもらうことによって自信をなくしてしまったり、あるいは同僚からそういう視線みたいなのを感じるようなことがないといいなと思ってるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

藤原指導主事

まず1ページにあります、教員が児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備の中で、2ページ目に、いじめ対応のための時間の活用を示させていただいております。こちらにつきましては全市立小・中学校および義務教育学校で確実に実施しているものとなります。先ほどの、教員が1人で抱えないようにするためということも含めまして、この週の中で、1時間必ずいじめ対応のための時間をとることとさせていただいております。その中で学校いじめ対策委員会を開催して、教員から出てきた案件について1人ではなく、しっかり組織としてどう対応していくかというところを検討する時間として設定をしております。なお、どうしても自分ごととして捉えてしまって、なかなか他の先生に迷惑をかけているという感覚に陥らないように、こちらの資料10ページでは9ページに教員のいじめ対応力の向上という課題の改善のところで教員の研修、いじめに関する研修の方を実施しております。その研修の中でいじめ問題というものは1人で抱え込むものではなく必ず報告をして組織的に対応するというところが法でも示されていますので、逆に先生1人で抱えてしまうことによって、法からそれた形での対応になってしまうため、誰かに頼ったり組織的に対応することが間違いではないというようなところも含めて研修の方も充実させているところになります。

鈴木委員長

よろしいですか。どうもありがとうございました。お願いいたします。

狩野統括指導主事

付け加えて少しお話をさせていただきますと、今、やはり認知件数というところが多いことが、担任としてはよくないんじゃないかっていうふうな捉え方をしている教員もいるかと思うんですけれども、本市としては認知件数が多いというのは、教員の感度が高いというふうに捉えております。ですので、先生方一人ひとりにその思いをきちんと教育委員会としても伝えて、いじめがたくさんあるからこのクラスが駄目とかっていうことではないんだと、そこに敏感になることができているんだっていうことを研修等でも伝えていきたいというふうに思っていますし、今も一生懸命そこは伝えているところでございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

内藤（佳）委員

今のご質問で気づいたんですけど、こちらの総合対策の中に先生方のメンタルケアというのは、対応いただいているところはあるんですか。子どものメンタルとかそういうところのケアについてはスクールソーシャルワーカーの方が入られたりとかいうのはわかったんですけども、今伺って、そういえば先生方が一番疲弊しちゃうんじゃないかと、ちょっと心配になりまして。その部分はOJTなどで管理職の先生方と話をしているということは、学運教でも聞いているんですけども。専門的な心理カウンセラーという方がいらっしゃるって先生方も安心なのかなと思ったんですが。

狩野統括指導主事

そちらに関しましては本市では教職員課の方に、先生方が相談をできる窓口がございまして、そちらでお話を聞いていただいたりすることができている状況です。いじめ問題に対応していくにあたって、学校いじめ対策委員会にはスクールカウンセラーさんも同席をして、いじめ対策委員会でその子が特性があるとしたら、こういうふうなアプローチの仕方があるんじゃないかなんていうのを、ご助言をいただく中で、担任の先生がクラスの学級経営の中でどういうふうに対応したらいいのかなんていうご助言いただいて、かなり負担が軽減されているなんて話も、私が学校にいたときは聞いております。そのような形で、できるだけ多くの人が関わりながら先生1人に負担がかからないような取り組みをしていけたらというふうに思っております。

内藤（佳）委員

どちらかという対応力というよりも、先生方は真面目な方が思い浮かぶので、ご自身を責めてしまうような形でのお悩みを抱えてる方の相談を、できる方はいらっしゃるのかなんていう意味の質問だったんですが。

狩野統括指導主事

こちらが先ほどお話しさせていただいた教職員課とか、都のメンタル相談、東京都にもそういう窓口があります。そこに電話したりとかですね、予約をすると、相談をできるということがあります。

高野副委員長

今のご質問すごく大事なことだなと思って心理職の立場から少しお答えしたいと思います。

スクールカウンセラーって非常に限られた時間しか学校にいませんので保護者の方や児童・生徒のお子さんたちと一対一で相談を受けるということも大事なんですけれども、先生方のご相談を受けて、先生が困ってらっしゃることとか苦慮されていることを一緒に考え

るっていうコンサルテーションというんですけれども、そのコンサルテーションをととても重視していると思います。そのコンサルテーションの中で先生方が、教員の視点ではこの子
の見立てはこうなんだけれども心理職から見るとこうで、それを突き合わせていって子ども
の理解が深まったとか、あるいは心理職は子どもさんへの支援もそうなんですけれども、
子どもたちを支援している先生を支援することこそが、とても大事な役割だと思っている
ので、その辺り本当に個人的にちょっとうつ的になってしまったりした場合は、先ほどお話
になったような教職員対応のところでご対応いただくと思うんですけれども、日常の教育
活動の中でのお困りごととか悩みを一緒に考えるっていうものがあるということが、先生
方のメンタルケアにすごく大事なんじゃないかなというふうに思っています。それは学校
の中で、他の先生方も、同僚性を高めていく中で支えあっていらっしゃると思いますけれど
も、ちょっと違う視点をもったものが入ることでより多面的にといいですか、見え方が広が
って少し楽になれる部分もあるかなというふうに思っています。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。

とにかく、子どもさんたちをまず大事に考える、その一番近いところの先生方が疲弊して
はというところで、非常に重要な視点ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

後藤委員

9 ページのところなんですけれども。先生方のいじめ対応力の向上ということで、上の段
のですね 2 番目、いじめ対応についての研修内容も十分でなかったという記載があるんで
すが、どんなものだったのをどんなものに見直してるのかっていうのは具体的に、お聞きし
ても大丈夫ですか。

藤原指導主事

こちらのいじめ対応についての一番の課題としましては、先ほどから話題になっていま
す、教員が 1 人で抱え込んでしまうというところです。いじめの発見後に迅速に組織に上げ
ずに先生の中で頑張ろう頑張ろうとしてしまった結果、大きくなってから、学校の方で話題
に上がってくるところがあったので、まずいじめをキャッチしたときにすぐにその対策委
員会の方に報告を上げて組織的にやっていくというようなところです。そこも踏まえまし
て教員研修の方ですが、初任者の先生であったり 2 年次 3 年次、また年次の若い先生たちの
研修の中でいじめに係る対応等の研修内容も入れさせていただいております。教員の早い
段階からこのいじめ対応については組織的にやっていくものであって、1 人で抱えなくて
大丈夫ですよというところは、常に発信していくような形で、改善を図っているところにな
ります。

後藤委員

その研修内容については、八王子市独自のものなんですか。

藤原指導主事

はいそうです。

後藤委員

それって私達見ることはできないんですか。

鈴木委員長

研修してる場面とかっていうことですか。

狩野統括指導主事

八王子に新転任という形で、今年度八王子に他地区からいらしていただいた先生とか、それから今年度初任者で入った先生方に対して、年度当初に研修を行っております。その研修の内容につきましても、委員の皆様にもお伝えできます。そちらもあわせて第2回の委員会でお伝えできればなと思っています。オンデマンドで必ず先生方が研修をするような形で学校の方にはお願いをしているところであります。

後藤委員

ありがとうございます。

オンデマンドと書いてあったので、もしかしたら私達も見られるのかなとお聞きしてみました。

鈴木委員長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

後藤委員

さっきの子どもサミットのことに戻るんですけど、子どもサミットの1回目で、去年の何か動画を見てという、その動画はどこかで見られたりしないんですか。

狩野統括指導主事

こちらに関しては学校に、まず先生方が、こういうふうな流れでやっていくんだということと同時に、子どもたちが何について話してほしいのかっていうことがわかりやすいように動画をまとめているので、学校にしか送っていないような状況です。

後藤委員

もしかしたら学校に頼んだら、学運協とかで見せてもらえる可能性はあるんですか。

狩野統括指導主事

そちらは見ることはできます。

鈴木委員長

ありがとうございます。

大塚委員

先ほどスクールカウンセラーさんがいるので、学校の現場の教職員の皆さんとか、何かあったときはっていうふうな話があったので、思い出したというか、ちょっと気になったんですけど、スクールカウンセラーさんって多分ご存知の通りお忙しくて、週1回限られた曜日とかしか、いらっしゃれないっていうのは以前からお聞きしていたところであったんですけど、学校いじめ対策委員会を週1回定期開催するようになって、実際にですね、スクールカウンセラーさんっていうのはちゃんと毎回出席、物理的に出席することができているのかっていうのが、ちょっと気になったんですけど。その辺ってチェック体制とかっていかがなんでしょうか。

藤原指導主事

こちらにつきましては、やはりスクールカウンセラーの勤務日と学校いじめ対策委員会の曜日がどうしても合わない学校もございますので、そういった学校につきましては、スクールカウンセラーの勤務日にこの学校いじめ対策委員会の核になるコーディネーター役の先生がいますので、その先生から、前回の学校いじめ対策委員会が出た話題の方は確実に共有していただいております。全員が参加していなくても、スクールカウンセラーに情報がいないってことはないような体制をとらせていただいているところになります。

大塚委員

ありがとうございます。そうするときその構成メンバーの中でいろいろご相談もできる環境ですよっていうことだったんですけど、学校さんによってはそうするとコーディネーターの先生しかあんまり普段話す機会がないと、そういう場合もあるわけですか。

藤原指導主事

スクールカウンセラーに関しましては、その担当の学校になります。ただ別にスクールソーシャルワーカーの方がその委員として参加している学校もありますので、いろいろな専門の方も会に入らせていただいて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーな

ど、いろいろな方々に情報共有とか相談とかができるような、一応体制を作るというところで進めている形になります。

大塚委員

ありがとうございます。最後に、そうするとこの学校は物理的にスクールカウンセラーさんが出席されてないとかってというのは、教育委員会では把握はしてらっしゃるんですか。

藤原指導主事

構成メンバーの方は把握をしています。ただその勤務の曜日について細かくまではちょっと把握してないところがあるので、そのあたりは今後しっかり実態を把握していきたいと思います。

狩野統括指導主事

各学校によってですね毎回スクールカウンセラーが来られないっていうのは、今お話しさせていただいた通りなんですけれども、案件によって、臨時にいじめ対策委員会を開かなければいけないことも学校にはありますので、その時には、例えば掛け持ちでスクールカウンセラーがこっちの学校もこっちの学校も2校行っているっていう方もいらっしゃるんで、その場合には勤務の形をどう変更するとかっていう形を取れるかどうかってのを確認させていただいているところです。

そこでスクールカウンセラーがきちんと出たか出てないかっていうのは、いじめ対策委員会の記録というのを私達は確認をさせていただいておりますので、そちらの方で把握することができる状況になっております。

大塚委員

ありがとうございます。記録っていうのは議事録ってことですか。

狩野統括指導主事

議事録で確認、議事録もそうですし、スクールカウンセラーの勤務日も私達は把握はしています。

大塚委員

勤務日と学校いじめ対策委員会の開催日で照らし合わせて確認できるってことですね。

狩野統括指導主事

あと議事録で確認ができます。誰が参加していたかは。

鈴木委員長

ありがとうございます他にはいかがですか。お願いします。

高野副委員長

いじめを許さない指導の徹底のところ、教員のSOSの受信力、それから児童・生徒の発信力の向上ってこれとっても大事だなんていつも思っております。ただですね、子どもたちは困っているとか、助けてほしいってすごく言いにくいとか、言うことはとってもつらいし、ましてや自分がいじめられてるっていうことは、自尊心を非常に傷つけることなので、とても言いにくいと思います。ですから、SOSを発信する責任をやっぱ子どもに負わせないっていうことが大事かなと思っていて。言えたらすごくいいことだと思いますので、それはよく言ってきたねと言って、そこの言ってきた勇気をしっかりと受け認めるっていうか褒めるといふか、大事にするっていうことが大事ですし、ただやっぱり言ってこない子の方が多分圧倒的に多いので、このSOSの受信力や発見力を高めていくにはどうしたらいいのかっていう視点で先生方の研修もしていただけるといいなっていうのがあるのと、それはやっぱりスクールカウンセラーも、黒子としてお手伝いできるかなと思います。それから、それと近いんですけども3ページの生と死の教育の充実で、これもすごく大事なことだなと思いつつ、死んじゃいけないよっていうとですね、死にたいと思った自分はいけない子なのか、いけないこと考えちゃった悪い子なのかって思ってしまうリスクもあると思います。あと、そのご家族の中に自死の方がいらっしゃる場合、親戚の何々さん、あのおじちゃんも死んじゃったけど、あれは悪いことやっちゃったんだって思ってしまう危険もあるわけですね。どんな方がいらっしゃるかは私達の想像を超えるものがあると思うので、死にたいっていうのはやっぱり生きたいの裏返しとか、よく言われるように死にたいくらいつらいんだけど、でも何か助けがあったり何か方策があったら生きたいんだと、頑張りたいんだっていう気持ちの表れだっていう受けとめ方をさせていただいて、死んじゃいけないよっていうのはやっぱりちょっとそこはちょっと考えてからお声掛けいただけるといいかなと思います。これは今日はいじめが主題なんですけれども、自死と繋がることも考えると、自死についての理論としては、今、ジョイナーっていう人の「自殺の対人関係理論」というのがとてもよく自死に至るプロセスを説明しているって言われるんです。自殺願望が高まるのって二つ要素があって、「負担感の知覚」といって、自分が生きてることが他人の負担になっている、社会の負担になってる、どうせ私はいない方がいい、いない方がみんなのためになるって思ってしまうこと、それから「所属感の減弱」といって、その他人と結びつきがない。自分が所属している何かがない、つまり絆がないってことですね。その二つが強い、自殺願望がちょっと高まってしまう、生まれてしまう。そこに実際に自身に向かわせてしまうのは、「身に付いた自殺への潜在能力」といって、自分を傷つけることをためらわない。つまり、リストカットをずっとやり続けると痛みに対して鈍感になっていたり、あるいは自分を大切にしないっていうことがずっと身に付いていたり、あるいはもっと具体

的にその自殺する実施する手段を手にしてしまう。例えばロープを買えちゃうとか、鍵のかがかかっていない屋上への階段を知っているとかなですね。だからやっぱりその部分その三つが揃って非常にリスクが高まると言われているので、私達ができることは、例えば市販薬をいっぱい買わせないとか、危険なものを手に入れさせないということも、まず大事だし、あとあなたはいることで、私達はとても幸せなんだよってということやあなたには大事な結びつきのある人がいっぱいいるよってということが実感できるような、そういう自死予防教育っていうのをされるのが大事かなと。命は大事だよっていうだけ、もうそれはとっても大事なことなんですけど、それはちょっと抽象的で概念的なことなので、それぞれを本当の実感として、死にたくないなと思ってもらうためには、私は誰かにとって大事な人なんだとか。私は誰かと繋がっているんだとか、私は誰かを苦しめてはいないんだ。自分が誰かの負担になってはいないんだって、そこから思えることを育てていくことが大事かなというふうに思っている。ちょっと長くなってしまってすいません。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。我々の委員会はまさに対策委員会、未然にどう防ぐかということですので、こういった知識的な部分だったり、あの背景的なところをまさに研修で先生方含めて私達もしっかりと認識しておくことが重要だなってことを改めて思います。

他にはいかがでしょうか。

坂口委員

子ども家庭支援センターの話ではないんですけども、私、役所に入庁する前は精神疾患を抱える方の相談センターで相談員として勤務していたんですけども、その中で、もちろん精神疾患を抱えた方のお話いろいろお伺いするにあたってアセスメントの中で、私はよく小学校の頃はどうか、中学校の頃はどうか、高校のときはどうかっていうふうに段階を踏んでその小学校ぐらいのときの状況からお伺いしているんですけども、統計取ってるわけでもないし私の方に主観ではあるんですけども。小学校・中学校のときにやっぱりその学校内で不適應を起こしている方っていうのが多かったなというふうな感覚はもっています。もう10年以上前の話なのでそのときの30代、40代の方の相談なので、今の年齢でいうと50代、60代の方なのでその当時はスクールカウンセラーとかそういう方々はいらっしゃらなかったのでつらい状況で学校に通われた方がすごく多かった社会背景があるかなと思うんですけども、やっぱり学校内のそれこそ小さい年齢のときに、何かいじめ体験とかその自分のマイナス体験が加わることによって、学校にはちゃんと来たとしても、トリガーとしてどうしても子どもたちの心の中には残ってしまうのかなとは思っています。今回いじめ問題対策委員で、いじめを起こすことはなくということではあるかなと思うんですけども、起きたいじめに対してリカバリーの手厚いケアができるのかっていうところも、私は相談受けてる中では重要かなと思っておりますので、先ほどのス

クールカウンセラー、やっぱり人手っていうのは多くはない現状ではあるかなと思うんですけども、そこをいかにどうリカバリーを、熱いうちにリカバリーしてあげることで予後また良くなるのではないかなというふうなところが多いかなと思っております。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。

白石委員

先ほどスクールカウンセラーが学校いじめ対策委員会の日に出勤されるかどうかっていうお話がありましたけど、出勤されない日に学校いじめ対策委員会やってる学校もあると思うし、あるいはですね、出勤されていても、急に、やはりスクールカウンセラーと面談をしたいという、生徒または保護者がいるということもあります。先ほどお話があった通りに、そういうところを物理的に厳しいときにはどうするかという工夫を学校はするわけですね。

例えばある学校では、そのスクールカウンセラーさんと児童・生徒あるいは保護者と面談したその結果をですね、ノートに書き記して、これは管理を十分きちとしなきゃいけないわけですけども、校長が見れるような状況にしておくとか、そういうことでスクールカウンセラーが相談した結果あるいは学校からスクールカウンセラーにお願いした結果っていうのが漏れないように工夫をするということも当然やってる学校もあると思います。またはですね、スクールカウンセラーが同席をする学校いじめ対策委員会の中であっても、案件についてはやはり急遽学級担任の方も参加をしていただくとかね。当初は学校いじめ対策委員会のメンバーに入っていない人でも臨時的にメンバーに入れるとか、そういうことはやっぱりしておりますね。

それから、この冊子についてなんですけども、4ページにですねこれは予防ということで何ができるかということで掲載されているわけですが、右側に八王子市いのちの大切さを共に考える日とあります。

本校は7月2日を設定してですね、ここに書いてある通りに校長が講話をする。それから特別の教科 道徳でそれを補充するか統合するというスタイルについては、やはり重要視しています。

校長が朝全校朝会でお話をした講話に基づいて、そのすぐ次の1時間目に道徳の授業を全校で展開すると。

さらにさっきもありました通りに、やっぱり経験の少ない先生にとってはですね、いくら授業やると言ってもやっぱり未熟な部分もありますので、この授業だけは道徳推進教員が指導案を作り、ある程度の大元の事業展開はこしらえてあげて徹底する。何かそういう工夫をしたりとかですね。この八王子市いのちの大切さを共に考えるというのは、隣にも校長先生いますけども、毎年毎年、校長必死になってこの学校の全校児童・生徒に対する講話の内容は、熟慮に熟慮を重ね、今一番タイムリーなそういうものを選んでいくはずですよ。

鈴木委員長

非常に具体的な事例といえますか、内実をお話いただきましてどうもありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

徳丸委員

いろいろなページに話題が多岐にわたっているので、簡単に触れていきたいと思います。

まず1枚目の裏になります。週に1回のいじめ対策の時間をとることについてです。それを初めに聞いたときに、授業が欠時になってつらくなってしまふのではと思いました。しかし一方で、教員が相談しやすい、スモールステップで毎週聞く時間があることは有効であると考えました。なおかつ教育委員会とも市の共有フォルダーに「いじめ案件」の情報を提供します。教育委員会とも連動する形で、いじめを認定した場合は3か月間経過観察をし、学校全体で丁寧に見ていきましようとして共通理解を図っています。

次が②です。今、白石先生からお話があった通りです。小学校の場合は、1年生から6年生まで幅広く、「命をたいせつにしましょう」とお話をしても、ピンとこない子の中にはいると思います。

私の場合は全校朝会の講話で、ハムスターの話をしました。クイズ形式にして、寿命は何年かなとか、写真を取り入れながら、2年しか生きられないけどお母さんハムスターに大事にされながら育てていることを話しました。なおかつ亡くなった場合は、清掃工場へ私が連れていき火葬するまで話しました。

校長先生のお願として2点を伝えました。みなさんはかけがえのない存在だということ。何かあったら相談してと。

特別の教科道徳の教科書に、1学期に生命尊重の項目が各学年にはいっています。本校でも、6月に期間を設けて。全学級で生命尊重の授業を行いました。全校で取り組むことが大切と考え、本校でも取り組みました。

最後になりますが、さきほどのピンクシャツデーについてです。もとは中学校の代表の生徒のかたのみが、はちおうじサミットを行っていました。例えですが、学校が私の体だとすると指先までいじめをなくす気持ちを育てていかなければいけないと思ったので、以前、小学校の児童会も関係してはいかがでしょうかという意見を出したことがあります。

ただやはり大人が敷いたレールですので、実際にやっていくといろんな課題があります。例えば、中学校1校、小学校3校で子どもたちが話し合いますが、なかなか中学生のリードがうまくいかなかったり、うまく整合しなかったりします。

しかし、これが始まってからまだ数年ですので、継続は力なりです。学級内でいじめは置きますので、学級の中でいじめを話題にしていくことが予防にもつながると思います。今後も、はちおうじサミットを続けていければと思います。

鈴木委員長

具体的な報告、本当にありがとうございます。本当に学校でいろいろ工夫をして、児童・生徒さんに対応といたしますか、対峙して下さってることがよくわかりました。

それではご意見の方よろしいでしょうか。

後藤委員

いろいろな場面でお聞きすることがあると思うんですけど、ちょっと今一度改めて八王子市の一番最後のページのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんが何人いるか教えてらっていいですか。

藤原指導主事

スクールカウンセラーについては、曜日ごとですが全校配置はしています。スクールソーシャルワーカーにつきましては15名になります。

後藤委員

15名いうことは。

藤原指導主事

週1回です。

後藤委員

何人か教えていただけますか。

狩野統括指導主事

今、正確なデータをもってないんですけれども、11校に関しては週2回の学校がございます。

私、由木東小にいたときがあるんですけれども、そこには週2回来ていただいて、別々のカウンセラーさんが掛け持ちをしていました。正確な数は教育センターの方の情報教育担当の方が担当で、今ちょっと持ち合わせていないんですけれども、107よりも多い人数だということです。

後藤委員

先ほどあの校長先生方本当に事例を教えてくださいありがとうございました。

命の大切さについて、私は学校ももちろんそうやって一生懸命やっていただくのはありがたいんですけれども、基本はやっぱり家庭の教育もすごく大事だと思うんですね。やっぱり小さいときから自分が大事に育てられてるっていう実感がないと、やっぱり大人になっ

てからいろいろな問題を抱えたりとかっていうところもあると思うので、できればご家庭の方にももっと働きかけるような何か仕組みを打っていただきたいと思います。
多分、前にもお願いしたかと思うんですけど。

鈴木委員長

ありがとうございます。

例えば、先ほどのような事例の日は学校公開で保護者の方も聞くとか、特にそういうふうなことではなく、やってるってことですかね。各学校によるんでしょうけど。

藤原指導主事

おっしゃる通り保護者の方にもしっかりと考えていただくというところで今回ポイント集の方を作成したということがございます。ある学校の事例ですが、いのちの大切さを共に考える日に、こういう校長講話をしましたというものを、学校だよりの方で保護者に周知をして、ご家庭でも命について考えてみてくださいというようなアナウンスをしている学校の事例がございます。そういった形でこのポイント中も含めてですけれども、保護者・市民の方にも周知ができるといいと思っております。

鈴木委員長

ありがとうございます。

それでは大変活発なご議論どうもありがとうございました。

以上で公開の案件は終わりますが委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

それではですねこれからは非公開となります傍聴の方につきましては、大変恐縮ではございますがご退席をお願いいたします。